平成２３年（再イ）第２５９号
愛知県海部郡蟹江町西之森１丁目103番地
再生債務者　中島　　巧
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３４８号
愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地１　シャトー柏原602号
再生債務者　佐久間哲紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第８４号
滋賀県甲賀市信楽町牧1080番地６
再生債務者　佐治　栄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第９３号
滋賀県甲賀市水口町新城585番地10
再生債務者　山田　　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第７４号
神戸市垂水区名谷町字柄立原2035番地の６
ダイアパレス102号、営業所神戸市西区丸塚１―22―14―101
再生債務者　公文式丸塚１丁目教室こと　吉村　ユキ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再イ）第３７号
北海道河東郡鹿追町緑町２丁目１番地１
再生債務者　長屋　崇景
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２３年（再イ）第５５号
埼玉県比企郡小川町東小川３丁目10番地12
再生債務者　櫻井　貴代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（再イ）第６５号
神奈川県座間市南栗原１丁目12番13号
再生債務者　近野　秀則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第６８号
相模原市中央区相模原１丁目１番32―1009号
再生債務者　鶴田　史郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第６号
相模原市南区当麻839番地10
再生債務者　坂　幸二郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第７２号
和歌山市田尻176番地の８
再生債務者　ヘアーサロンＴＯＰＢＯＹこと　松島　良文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年４月６日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑶㉓のうち、ロ、ハ及びホを削り、ニをロとし、ロの次に次のとおり加える。

ハ　東北復興観光支援パス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ニ)(a)に定めるインターチェンジから(ニ)(b)に定めるインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「首都圏発着型」という。）または、(ニ)(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額	
	首都圏発着型	周　遊　型
軽自動車等	6,000円	2,800円
普通車	7,500円	3,500円

(ハ)　実施する期間

平成24年４月７日から同年10月28日までの間の土曜日、日曜日及び休日。ただし、平成24年４月28日から同年５月６日まで並びに平成24年８月11日及び同年８月12日を除く。

(ニ)　適用インターチェンジ

(a)　出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから岩槻インターチェンジまで及び常磐自動車道の三郷インターチェンジから流山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。